

# 住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令	(イ) 第41条
	特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外 (a) 新築されたもの (b) 建築後使用されたことのないもの 特定認定長期優良住宅 (c) 新築されたもの (d) 建築後使用されたことのないもの 認定低炭素住宅 (e) 新築されたもの (f) 建築後使用されたことのないもの
	(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明の申請をします。

令和 年 月 日

猪苗代町長 様

申請人

所在地	
建築年月日	
取得年月日	
取得の原因 (移転登記の場合記入)	(1) 売買 (2) 競落
申請者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床面積	
構造	
区分建物の耐久性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅

## 《備 考》

1. [ ]の中は、(イ)又は(ロ)のうち該当するものを○印で囲み、(イ)を○印で囲んだ場合は、さらに(a)又は(b)のうち該当するものを○印で囲むこと。
2. 「建築年月日」の欄は、(b)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
3. 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(a)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
4. 「取得の原因」及び「申請者の居住」の欄は、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
5. 「構造」の欄は、当該家屋の登記簿に記載された(されるべき)構造を記載すること。(建築後10年超15年以内に取得された家屋について証明を申請する場合は、当該家屋の登記簿に記載された構造を記載すること。)
6. 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。  
なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記簿に記載された構造が、石造・れんが造・コンクリートブロック造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1)を○印で囲むこと。

## 《添付書類》

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| 1. 建物表示登記申請書の写し     | 1部(床面積を計算したもの) |
| 2. 建築確認通知書又は検査済証の写し | 1部             |
| 3. 住民票(所有者本人)又はその写し | 1部             |

以下は、証明の内容により添付するものとする。

建物登記簿謄本、抄本、登記済証

住民票の転入(異動手続きを済ませていない場合は、入居(予定)年月日等を記載した当該申請者の申立書)

住宅金融公庫もしくは国土交通大臣が交付した認定証等

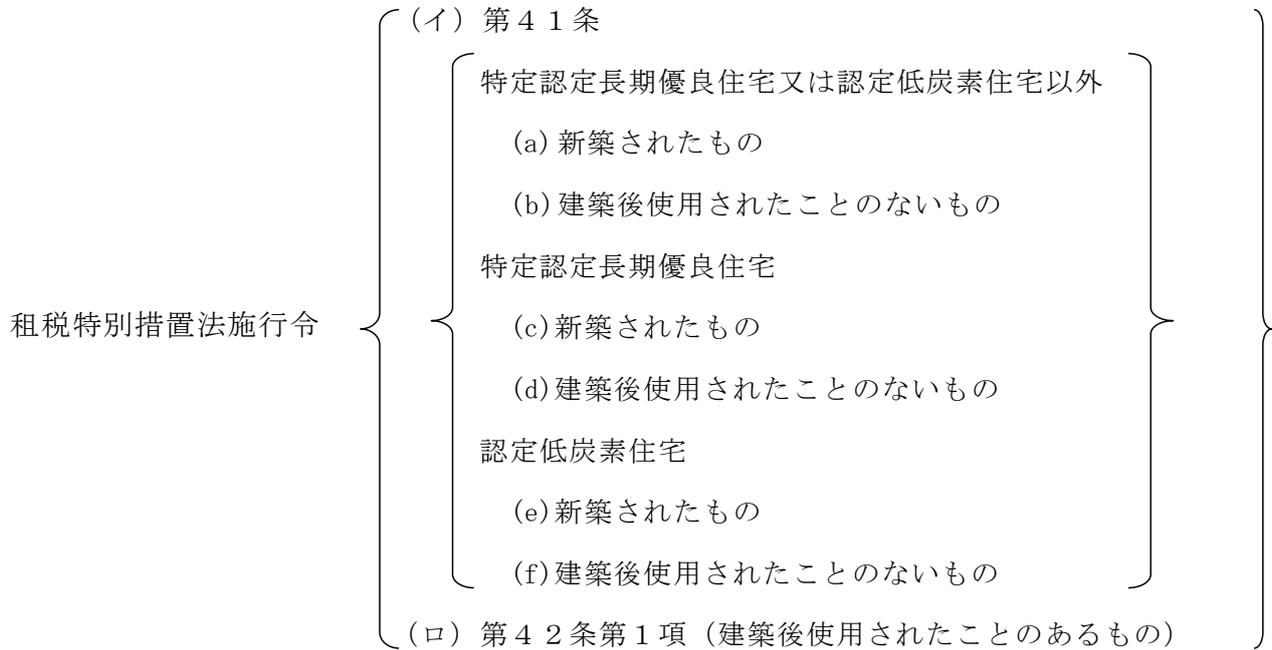
金銭消費貸借契約書等の写し

設計図書の写しもしくは宅地建物取引業者の発行した証明書

売買契約書

その他必要な書類

# 住 宅 用 家 屋 証 明 書



の規定に基づき、下記の家屋 [ 令和 年 月 日 { (ハ) 新築 } (ニ) 取得 } ]

がこの規定に該当するものであることを証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 (移転登記の場合記入)	(1) 売 買                      (2) 競 落

令和 年 月 日

福島県耶麻郡猪苗代町長